

平成24年度 愛知県食品表示ウォッチャー研修会・依頼式 を開催しました。

昨今、消費者の食の安全・安心に対する関心は、ますます高まっています。

食品の表示は、消費者が食品を購入する際、食品の品質を正しく理解したり、適切に利用するための重要な情報源です。

愛知県は、適正な食品の表示を確保するため、消費者の方に食品表示を監視していくだけ、「食品表示ウォッチャー」制度を平成15年度から実施しています。

ウォッチャーには、日常の買い物の際に食品の表示状況を観察し、その結果を年3回定期的に、また不適切な表示事例を発見した場合は速やかに報告していただくこととしております。

5月29日（火）、西三河総合庁舎で開催した食品表示ウォッチャーの研修会・依頼式に、県内140名のうち、西三河及び豊田加茂地域の方を中心に26名が参加しました。

この研修会で、ウォッチャーの活動内容及び「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」（通称：JAS法）に基づく食品の表示制度などを講義し、食品表示に対する理解を深めていただきました。

引き続き依頼式では、研修会を受講された26名に、ウォッチャーとして1年間、食品表示の監視活動を行っていただくよう、依頼状を交付しました。



食品表示制度の研修



依頼状の交付